

月 1 日以降、滞在先の国・地域の入国制限が解除された日の 1 か月後までの方は、滞在先の国・地域の入国制限が解除された日の 6 か月後までの間に在外公館で査証申請を行ってください。なお、従前の在留資格が「永住者」の方については「定住者」の査証申請を行っていただくこととなります。この場合、上陸時において「永住者」として上陸特別許可をします。